

笠間市議会総務企画委員会記録

令和7年12月2日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
〃	内桶克之君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

欠席委員

なし

出席説明員

消防長	谷口哲也君
市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
予防課長	菊地光穂君
予防課長補佐	園部喜夫君
予防課主査	成田雄一君
消防総務課長	原田正美君
消防総務課長補佐	来栖孝滋君
警防課長	中村猛君
警防課長補佐	平沢崇君
警防課長補佐	近藤智広君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	塩田拓生君
人事課G長	川井章裕君
秘書課長	川又英生君

秘書課長補佐	鈴木俊明君
秘書課G長	須藤弘君
秘書課G長	橋本真理子君
市民課長	松本光枝君
市民課長補佐	立原好雄君
市民課G長	佐山明君
市民課G長	海老澤房江君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
企画政策課G長	小室正君
企画政策課G長	大平慎吾君
企業誘致・移住推進課長	滝田憲二君
企業立地推進室長	佐藤隆君
企業誘致・移住推進課長補佐	山口美德君
デジタル戦略課長	稲田和幸君
情報政策調整官	長谷川尚一君
デジタル戦略課長補佐	中澤信二君
総務課長	甘利浩行君
総務課長補佐	木村幸広君
総務課G長	池田文徳君
総務課G長	千葉裕子君
財政課長	本凶亜紀君
財政課長補佐	橋本貴文君
契約検査室長	小谷淳一君
資産経営課長	小貫彰君
資産経営課長補佐	横須賀忍君
資産経営課G長	瀧本新一君
資産経営課G長	船橋匡君
税務課長	山崎由美子君
税務課長補佐	平沢知之君
税務課G長	遠藤仁君
収税課長	打越英樹君
収税課長補佐	豊田信雄君
収税課G長	友部直通君
収税課G長	内桶隆博君

危機管理課長	谷田部 仁 史 君
危機管理課長補佐	菅 谷 清 二 君
危機管理課 G 長	小 林 雄 一 君
危機管理課 G 長	橋 本 太 郎 君
資源循環課長	成 田 崇 君
資源循環課長補佐	友 部 光 治 君
資源循環推進室長	安 齋 岳 美 君
環境センター所長	柏 崎 泉 君
資源循環課 G 長	川 末 洋 行 君
資源循環課 G 長	水 越 禎 成 君
環境政策課長	大 内 光 広 君
環境政策課長補佐	持 丸 博 之 君
脱炭素推進室長	藤 枝 諭 君
環境政策課 G 長	友 部 賢 一 君

出席議会事務局職員

議会事務局次長	石 井 謙
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子

議 事 日 程

令和7年12月2日（火曜日）

午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件

（1）付託案件の審査

- ・議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について
- ・議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- ・議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について
- ・議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）
- ・議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）
- ・議案第93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）

午前10時00分開会

○川村委員長 皆様おそろいなので始めさせていただきます。

総務企画委員各位並びに執行部の皆様には御出席を賜りまして、ありがとうございます。

○川村委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申出がありましたので、よろしく申し上げます。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より石井次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

○川村委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において総務企画委員会に付託になりました議案の審査であります。

審査は、審査日程表により行います。

初めに、消防本部予防課、議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

予防課長菊地光穂君。

○菊地予防課長 予防課菊地でございます。よろしくお願いいたします。

では、議案第89号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、本年2月26日、岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を教訓に、林野火災予防のため、令和7年8月29日、火災予防条例（例）昭和36年自消甲予発第37号の一部が改正されたことに伴い、当市火災予防条例も一部を改正し、林野火災に関する注意報及び警報を新設するものであります。また、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の中に、たき火が追加されたことが主な内容になります。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

4ページをお開きください。

左側の改正案、目次上から4段目に、「第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」を追加します。

次に、左側の改正案中段の（火災に関する警報の発令中における火の使用制限）、第29条中、警報の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加え、消防法に基づき、火災に関する警報が発令されることが明確化されました。

また、右側現行最下段の同条第7項の「屋内において裸火を使用するときは、窓、出入

口等を閉じて行うこと。」を削除。これは、一般の住宅等における火を使用する設備、器具の従前からの変化等を踏まえ削除いたします。

次に、4ページ下段から5ページになります。

「第3章の3 林野火災の予防」、「(林野火災に関する注意報)」、第29条の8、第1項、第2項、第3項を追加し、第1項は、市長が、気象状況が林野火災の予防上必要があるとき、注意報を発令することができること。第2項は、注意報発令中、市の区域に在る者は、火の使用制限に従うように努めなければならないこと。第3項は、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用制限の努力義務の対象区域を指定できることが主な内容です。

次に、「(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)」、第29条の9、市長は、林野火災の予防を目的とした警報を発令する場合、火の使用制限の対象区域を指定できることを追加しました。

次に、5ページ下段になります。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)、第45条、第1項第1号中、行為の次「(たき火を含む。)」を加え、第2項は、消防長が、前項各号のそれぞれの行為について、届出の対象になる期間、区域を指定することができることを加え、併せまして条文内の文言の整理を行うものでございます。

3ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和8年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第89号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 ここで言う、たき火という項目が追加された。そのたき火とは、どの程度がたき火で、たき火とみなすものの規定みたいなものを、概略でいいんですけれども、お願いしたいと思います。

○川村委員長 予防課長菊地光穂君。

○菊地予防課長 たき火とは、日常生活における落ち葉を燃やしたり、暖を取ったり、調理をするなどの行為で、軽微なものが該当します。たき火に該当するのは、そのような小規模に行うものになります。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 言っていることは分かるのですが、規模的に、燃やしたものは全部たき火になるのですか。それとも、ある一定の規模があって、誰が見てもこれはたき火ではないかと思われるものがたき火として指定されるのか、その基準というのがたき火というだ

けでは曖昧なような気がするのですが、その基準について、もう少し詳しく判断できるものとしてお示しいただきたい。

○川村委員長 答弁大丈夫ですか。

暫時休憩します。

午前10時07分休憩

午前10時11分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにございますでしょうか。

内桶委員。

○内桶克之委員 すみません。今回第29条の8と9が追加されて、第29条は注意報の努力義務ですけれども、区域を指定するということになるのですね。見てもらって、まず第28条で、区域の指定というのは、通常私たちが考えると、図面のどのエリアという区域を指定するような感じするのですけれども、何となくどんなイメージで区域を指定するの。例えば、大字単位にするのか、さっき言ったように、図面上でこういう傾向があるのでこの区域だというふうにするのか、それはどうなのですか。

○川村委員長 予防課長菊地光穂君。

○菊地予防課長 ちょっと説明不足だったのですけれども、一応笠間市は、一応森林法のマップで見ると市内林野が点在してるものですから、笠間市の場合は全域指定ということですよ。

期間のほうは1月から5月、これが一番火災が発生しやすい季節でありまして、国のほうからも示してありました。ですので、期間は1月から5月までということですよ。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 注意報の場合は努力義務という形で、注意してくださいという。それで、笠間市全域を指定して注意報を出すということですよ。

○川村委員長 予防課長菊地光穂君。

○菊地予防課長 そうです。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 次の質問、第29条の9では、これよりもっと注意報から警報に発するというので、区域は先ほどと同じ区域なのだけれども、その火の制限というのは、どういうイメージの制限を言っているのか、お願いしたいと思います。

○川村委員長 予防課長菊地光穂君。

○菊地予防課長 警報発令中、市町村条例で定めている火の使用制限といいますと、山林原野で火入れをしない。あとは、点火ですね。花火を使用しない。屋外において、火遊びまたはたき火をしない。あとは、残火、取灰等の取扱いをしないということです。喫煙も

含めます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 そのことを市民に周知しなければいけないということなので、注意報からは努力義務で、注意報のところから同じだと思うので、その使用制限の火の取扱いについては市民が分かるようにしないと、どういうことで制限されているのかというのが分からないので。まず、この条例ができて、火の制限はこういうことだと、注意報が発令できるし、警報もできるということを明示しなければいけないと思うのですね。条例ができて、条例の中だけでは分からないので、ですからそれを市民の方が分かるように、先ほども大関委員が言ったたき火の問題もあるので、そこはちょっと明確に分かるようにしていただきたいと思います。

○川村委員長 予防課長菊地光穂君。

○菊地予防課長 これに関しましては、広報お知らせ版とかホームページ、あとは市のSNS等で発信して、市民のほうに周知していきたいと思います。期間は短いのですが、周知していきたいと思います。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時23分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室人事課、議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について及び議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての一括審議を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 人事課の藤田です。よろしくお願いいたします。

初めに、議案第86号 笠間市職員の旅費に関する条例について御説明いたします。

本条例につきましても、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、本市職員の旅費制度につきましても国の制度との均衡を図る観点から、宿泊費の定額支給から実費支給への変更など、所要の改正を行うものでございます。

議案書に基づきまして、主な内容を御説明いたします。

3ページを御覧ください。

下段の第3条から6ページの第8条にかけましては、旅費の支給条件や種類及び計算方法や請求手続についての規定でございます。

7ページを御覧ください。

下段の第9条から9ページの第12条にかけましては、鉄道賃、船賃、航空賃、それぞれの交通機関を利用した際の費用を支給するとともに、タクシーやレンタカー利用に関する費用につきまして、その他の交通費として支給するものでございます。

10ページを御覧ください。

第13条は、宿泊を伴う旅行の際に、国の旅費制度に準じた額を上限に宿泊費を支給する規定でございます。

第14条は、交通費と宿泊費が一体となった、いわゆるパック旅行等に対する費用に対しまして、包括宿泊費として支給する規定でございます。

第15条は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として支給をいたします、宿泊手当の規定でございます。

第16条から第18条にかけましては、派遣職員が赴任する際、本人や家族の移転、移動に係る費用として支給をいたします、転居費、着後滞在費、家族移転費に関する規定でございます。

13ページを御覧ください。

第24条から14ページの第27条にかけましては、旅費の支給額の上限、調整方法、特例及び返納に関する規定でございます。

附則でございますが、第1項といたしまして、条例の施行期日を令和8年4月1日としております。

第2項から15ページの第6項までは、条例の経過措置について定めており、第7項から16ページの第9項にかけましては、本条例の改正に伴う条例番号の整理でございます。

以上で議案第86号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましても、先ほどの議案第86号と同様に、国の制度との均衡を図る観点か

ら、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきまして、新旧対照表に基づき御説明をいたします。

5 ページを御覧ください。

第8条は、車賃等に関する規定を削除し、鉄道を利用した旅行に伴う費用を鉄道賃として支給する規定を新設するものでございます。

6 ページを御覧ください。

第9条は、船舶を利用した旅行に伴う費用を船賃として、第10条は、航空機を利用した旅行に伴う費用を航空賃として支給する規定でございます。

7 ページを御覧ください。

第11条は、宿泊を伴う旅行の際に、国の旅費制度に準じた額を上限に宿泊費を支給する規定でございます。

7 ページ下段の別表第2から8ページの別表第3につきましては、今回の改正に伴い削除するものでございます。

資料のほうを4ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項としまして、条例の施行期日を令和8年4月1日としております。

第2項は、条例の経過措置に関する規定でございます。

以上で議案第87号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 今までの費用弁償的に払っていたものを、実費支給という形に変えるということで、上限額を設けてやっていますが、例えば東京を往復した場合に実費支給でいくと、前からグリーン車が使えない人、使えない人とかあって、今度はグリーンを使っただけで東京の往復が可能になって、実費支給でやるということによろしいですか、そういう考え方ですか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 グリーン車に関しましては、特別職のみ今回は対応になるということで、一般職につきましてはグリーン車への対応まではないということになってございます。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 例えば、実費支給でいくと、普通列車にもグリーンがあるわけですね。普通列車を利用して東京に行った場合、グリーンに乗った場合、グリーンは実費支給という形になるのですか、普通の職員の場合は。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 御質問の意味ですと、自己負担になります。

○川村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 そうしますと、実費支給の場合は結局、特急、急行か、ときわ号に乗って指定を取るとその分は出るけれども、普通列車でのグリーンが出ないということになる。普通電車に乗った場合は、普通電車の実費支給という形だけになるということですね。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 おっしゃるとおりでございます。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第86号及び議案第87号を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第86号及び議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前11時47分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部危機管理課、議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○谷田部危機管理課長 議案第90号 笠間市犯罪被害者等支援条例について御説明いたします。

本条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市及び市民、事業者の責務などを明らかにし、支援について基本となる事項を定めるもので、受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組を推進し、犯罪被害者などを支える地域社会を実現するため、条例を制定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第3条には犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、個人の尊厳に配慮し、平穏な生活を営むことができるよう継続して支援していくこと。

次の3 ページ、第4条、第5条に、笠間市、そして市民、事業者の責務として、基本理念にのっとり、理解を深め、犯罪被害者等に十分な配慮と必要な支援を行うよう努めるものとしてございます。

第7条には日常生活の支援において、見舞金の支給のほか、第1号から第4号に経済的負担の軽減や精神的な被害の早期の回復など、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行うこととしております。

このほか、必要な情報の提供や安全の確保、また市民などの理解を深めるため、広報や啓発を行うこととしてございます。

附則でございますが、条例の施行日を令和8年1月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時56分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにない。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）及び議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市宮笠間駅北口自転車駐車場）の一括審査を行います。

提案者の説明を求めます。

危機管理課長谷田部仁史君。

○**谷田部危機管理課長** 議案第91号 指定管理者の指定について（笠間駅北口駐車場）及び議案第92号 指定管理者の指定について（笠間市営笠間駅北口自転車駐車場）について御説明をいたします。

これら指定管理者制度を導入する二つの施設は、一体的に設置されている施設であり、指定管理者となる団体及び指定の期間並びに選定理由などは同一となります。

まず、指定管理者として指定する団体の名称は、一般社団法人笠間観光協会でございます。

指定期間につきましては、今後を見据え全体的に見直すこととし、再度検討するため、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。

笠間観光協会は、平成3年度開設当初から駐輪場及び駐車場の管理委託を受け、現在は指定管理者として管理運営を行っており、また観光案内業務を受注し、施設の一体的運用により利用者サービスの向上や効率的な運用が図れることから、非公募により選定をいたしました。提出された事業計画や収支計画などから、適切に管理運営を行う能力を有していることを評価し、併せて笠間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理者候補として適当であるとの答申をいただいております。

説明は以上でございます。

○**川村委員長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村委員長** ないようですね。

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村委員長** 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第91号を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**川村委員長** 続きまして、議案第92号を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第91号及び議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後零時00分休憩

午後零時00分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境推進部資源循環課、議案第93号 指定管理者の指定について（笠間市ゆかいふれあいセンター）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 議案第93号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案により指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、笠間市ゆかいふれあいセンターでございます。

次に、指定管理者となる団体の住所及び名称でございますが、東京都北区王子三丁目19番7号を所在地とします、S I F共同事業体、代表団体、株式会社サンアメニティでございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものでございます。

今回、指定管理者の指定に際しまして公募による募集を行いましたところ、代表団体となります株式会社サンアメニティをはじめ、株式会社茨城興産及び株式会社フロム常陸の3者で構成されるS I F共同事業体1団体からの応募があったところでございます。

当該団体より提案がございました事業計画書等について、笠間市公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例に基づき審査いたしましたところ、これまでの2期10年にわたる当該施設の指定管理実績の下、施設特性を生かした各種健康スポーツ関連プログラムや教室等の実施により、リピーターを中心とした一定の利用者確保が望めるなど実現性の高い事業計画であったこと、また当該団体は温水プールも含めたスポーツ施設など類似施設の管理運営実績があり、事故、救急事案など緊急時の対応も含め、適切かつ細やかな維持管理及び衛生管理業務が可能であることなど、構成団体3者の特性を生かした利用促進、利用者の安心安全、そして安定稼働が確保できる運営体制を有していることを評価したところでございます。また、笠間市公の施設指定管理者選定審議会の指定管理者の候補者として適当であるとした答申も踏まえさせていただき、今般、指定管理者として指定するものでございます。

資源循環課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手によりお願いします。

内桶委員。

○内桶克之委員 期間なのですが、令和13年3月31日まで、つまり令和12年度いっぱいという形になっていて、今環境センターの延命化、建て替えとかというふうに議論される中、一部工事に入るといっても、令和13年まではもうプールが存在するという確認で、5年間の指定管理ということでもいいのかどうかという確認なのですが。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 環境センターの工事に関しましては、今後調査検討を進めていく中で詳細な工事スケジュール等々も見えてくるようになると思いますが、少なくとも今回募集した5年間、令和12年度までは現行のとおり継続して運営するという考えの下、募集を行っておりますので、その御理解でよろしいかなというふうに思います。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

西山委員。

○西山 猛委員 1点だけ。事故は、どんな事故があったのですか。

○川村委員長 資源循環課長成田 崇君。

○成田資源循環課長 事故といいますか、急病的なものだったのですけれども、温浴施設に入浴中の方が、恐らく結果、湯あたりのものだったと思うのですけれども、一時ちょっと心肺停止になってしまいまして、周りにいた脱衣場の方が、脱衣場に緊急通報ボタンがありまして、それが事務所に行くようになってるのですけれども、その通報が入ってスタッフが駆けつけまして、AEDで救命措置をやりつつ救急のほうも手配しまして、救急搬送されまして、その後ICUというのですか、ちょっと治療をされて、今は普通に復帰されたということで、御家族からもお礼があったというふうに聞いております。

どうしても、やはりプールとかお風呂系の施設で、そういったちょっと気分悪くなったとかそういう急病的なものをも総称して、ちょっと事故というような言い回しをしておりました。

以上でございます。

○川村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案通り可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後零時06分休憩

午後零時06分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、今期定例会最終日に報告することになります。

なお、報告書の作成については委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

午後零時07分閉会